

令和5年度第3回伊賀市行政事務事業評価審査委員会 議事概要

開催日時	2023(令和5)年10月23日(月) 午後1時から午後3時55分
開催場所	伊賀市役所本庁舎5階501会議室
傍聴者数	0名
出席委員	小林 慶太郎【1号委員】 舩見 くみ子【2号委員】 井上 順子【2号委員】 松村 元樹【2号委員】 藤本 久司【2号委員】 高橋 健作【3号委員】 安本 美栄子【4号委員】 尾登 誠【4号委員】
欠席委員	久保 千晴【4号委員】 西口 真由【4号委員】
事務局	○デジタル自治推進局 局長 宮崎、次長 奥田、行政改革推進係長 大山、主査 大澤、奥本 ○企画振興部 次長 佃、スポーツ振興課副参事 福壽、主査 山岡 ○健康福祉部 障がい福祉課 課長 稲垣、係長 森口 医療福祉政策課 課長 濱村、係長 二階堂、主任 奥
議事日程	1 開会 2 議事 ⑥伊賀市体育施設（いがまちスポーツセンター） ⑦伊賀市体育施設（大山田東グラウンド・東体育館） ⑧伊賀市体育施設（上野運動公園野球場他） ⑩伊賀市盲人ホーム ⑨伊賀市総合福祉会館 3 その他
配布資料	【資料1】伊賀市行政事務事業評価審査委員会委員名簿 【資料2】伊賀市行政事務事業評価審査委員会条例 【資料3】令和5年度伊賀市行政事務事業評価審査委員会日程表 【資料4】指定管理者制度の解説 【資料5】審査資料 【資料6】本年度審査の進め方 【資料7】前年度の答申に対する取り組み状況について 【資料8】補助金等の適正化に関する指針
議事概要	<u>1 開会</u> 小林委員長による挨拶 <u>2 議事</u> <u>⑥伊賀市体育施設（いがまちスポーツセンター）</u> 資料5をもとに事務局による補足説明

【事務局】

本日欠席の委員から頂いている事前質問について紹介する。「1100万円の指定管理料に対し利益年間 88 万円は少なすぎると思った。スポーツの推進や促進、利用の幅を広げるといふより、現状を維持できればよいという数値に感じる。」という質問をいただいているため回答いただきたい。

- **【委員長】** 担当課の方で回答いただきたい。
- **【担当課】** 利益が少ないことは認識している。独自の事業を行っているが利益につながるような手段がない。グラウンドあるいはテニスコートがある。テニスコートの改修により 5 面から 8 面にする計画があるため、その後は自主事業の促進、事業収益の向上に努める。
- **【委員】** 施設の改修を進めていって、利用促進とあったが、改修完了時期、改修に伴う自主事業増加の検討といった調整は指定管理者と進めているか。また現在の指定管理者の管理期間はいつまでか。
- **【担当課】** 現在の指定管理期間は来年度終了、令和 7 年度から指定管理が新たに決まれば協定を結ぶこととなる。テニスコートを今後改修するため令和 6 年度予算で要求している。施設の現状については、このままではいけないということで、現在の指定管理者とも話し合いは行っているが、公募をかけて新しい指定管理者が決まれば、改めて施設の運営について調整することになるかと思う。
- **【委員】** 今までは非公募だが、令和 7 年度以降は公募をするということか。
- **【担当課】** そのとおりである。

【事務局】

さらにもう一点、欠席の委員から「デジタル化を進めて簡単に予約や利用確認が出来るようになり、伊賀市民に幅広く使われる施設に変化させることは可能か。」という質問をいただいているため回答いただきたい。

- **【委員長】** 担当課で回答いただきたい。
- **【担当課】** 部局対応方針に書いているが、全庁的なデジタル化の方針が固まり次第、予約システム等のデジタル化を進める方向で考えている。具体的なスケジュールは未定である。
- **【委員長】** デジタル化については、事務局からも話があったように全庁的な検討によるところであるため、担当課では答えづらいこともあるかと考える。

【委員】

体育施設をまとめて指定管理施設とされている。運動公園、野球場

等。この施設は、テニスコートが目玉になると思うが、そういう意味で今後もテニスコートに特化して単独の指定管理施設とするのか、それとも他の体育施設と集約してスケールメリットの効果を狙う方向なのか。この施設がひとつだけ外れている理由が分からない。これまでの変遷でいくと、公募を繰り返しながら、最終的に現状の団体になったと思うが、今後はどう考えているのか。

➤ **【担当課】**施設をどう改修して、どう集約するか、老朽化施設が多い中で、検討しているところである。この施設は既存のテニスコートがあり、拡張すればテニスに特化した施設を作ることが出来る。伊賀市としてはスポーツ施設を整備することで、例えば阿山はサッカーグラウンドが充実している、野球はどここのグラウンドというように整備していく方向に向かっている。

➤ **【委員】**集約した中で専門性が薄れるよりは、それぞれの独自の専門性をもったところで引き受けていただけるのではないかと、それによって市民の選択の幅、スポーツへの関心、技術向上が図られるという理解で良いか。

➤ **【担当課】**そのとおりである。

【委員】

予約システムについて、指定管理者を公募する際に、そのシステム利用を前提に実施するのか。

➤ **【担当課】**そうだろうかと思う。

➤ **【委員】**名古屋で利用されていたシステムは使いやすかった。同じようなレイアウト、UI で操作可能だとよい。指定管理者が変わるごとにシステムが変わっては使いづらい。利便性確保のためにも、そのようなことはなくしてほしい。名古屋では利用 1 週間前まで予約可能、以降は全面借りることが不可、ただ個人利用で 300 円程度支払えば空いている施設を借りることが出来る。自身もそのシステムを利用しスポーツの自主練習をしていたが、横ではダンスやパルクールをやっている方もいた。一人で練習したい、ただ全面借りるほどじゃないという場合もあるので、部分的な利用に対応可能なシステムを採用することはスポーツ振興という意味で良いと感じた。

【委員】

ゲートボール場が途中から大きく利用減となっている。原因はなにか。

➤ **【担当課】**地形の問題がある。台風や集中豪雨により水が溜まりやすくなる。2, 3 日使用することが出来ないことから、使用を控えていると思われる。

➤ **【委員】**これまで使っていた方に影響はないのか。

➤ **【担当課】**阿山地区に屋内のゲートボール場があり、もしかしたらそちらに行っているか、しらさぎ運動公園等、他の施設で利用

	されている可能性がある。 ➤ 【委員】利用されている方の利便性が失われていないのであればよい。このような状況が続くのであれば、改修もしくは施設の一本化も必要だと考える。 【委員】 利用料の有料、無料の差は何か。使用する団体によって違いがあるのは。市民の理解は得られているのか。 ➤ 【担当課】 無料利用はない。 ➤ 【委員】 会議室や多目的グラウンドの使用状況を見ると、使用総数に比べ延べ回数が少ないため、無料使用の可能性が見受けられる。これはどのように理解をすればよいか。 ➤ 【担当課】 無料ではなく、スポーツ少年団や子どもたちが使用する場合は減免している。 ➤ 【委員】 減免ではなく、例えば指定管理者業務報告書（令和4年度分）中のいがまちスポーツセンター会議室、令和4年4月は延べ6回のうち4回が有料と記載ある、よって2回は無料と捉えられるが、そうではないのか。 ➤ 【担当課】 このことについて別途確認する。 【委員】 この施設を単独で指定管理施設とした経緯を教えてほしい。 ➤ 【担当課】 もとは伊賀市文化都市協会が指定管理をしていたが、いがまちスポーツクラブに変更になり現在に至る。 【委員】 いがまちスポーツクラブとはどのような組織か。 ➤ 【担当課】 地域の方が立ち上げて、運営しているような組織である。 ➤ 【委員】 この施設を管理するためクラブということか。 ➤ 【担当課】 総合型地域スポーツクラブとして、地域の方や同じ意思を持った者でスポーツクラブが立ち上がった。地域の方にスポーツを楽しんでいただくという目的で組織を運営されている。その方が中心となって、この施設の指定管理事業者として、施設も利用しながら、地域の方のスポーツ振興を目的に、運営を行っている。 ➤ 【委員】 ということは、この施設がメインで、いがまちエリアのクラブ活動を展開しているということか。 ➤ 【担当課】 そのとおりである。 【委員】 給料が約500万円支払われているが、施設の方への賃金か。
--	---

- 【担当課】 そのとおりである。
- 【委員】 旧伊賀町の方が主に利用しているのではないか。例えばテニスコートを増やして特化していこうという点は理解するが、旧伊賀町だけをターゲットに PR していても利用者は増えない。例えば地域の民間企業とネーミングライツや共同利用など連携するような話はないか。
- 【担当課】 そのような話はない。
- 【委員】 待っていても来ない。新たな視点で調整をするとよいのではないか。圧倒的に経費が多い、収入を上げる必要がある。ダメもとでも調整するとよい。
- 【担当課】 周辺企業の社員は付近の中学校の体育館等の施設を利用しているが、会社としての利用申請は聞いていない。
- 【委員】 施設の設置目的は市民の体育向上やレクリエーション活動の振興を図るためである。そうすると旧伊賀町内だけにしかPRしない、使用できないということは問題であるが、その点はどのような状況か。
- 【担当課】 そのようなことはない。グラウンドはソフトボールを中心に施設改修しており、全市的にソフトボールする方が利用されている。
- 【委員】 いがまちスポーツクラブの活動エリアは旧伊賀町内だが、活動団体が優先的に使用しているわけではなく、全市的に公平に同じ条件で申込できるのか。
- 【担当課】 そのとおりである。

【委員】

スポーツに対するビジョンはあるか。

- 【担当課】 スポーツ推進計画のもとに対応している。
- 【委員】 伊賀市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の5条適用により非公募としているのだが、いがまちスポーツクラブに指定管理者としてのミッションは説明しているのか。そうでなければ全市的な視点に立てない考える。
- 【担当課】 協定の時点では行っている。
- 【委員】 契約してからの説明なのか。そうではない。全市的なスポーツ振興の方針やミッションをあらかじめ共有しなければ、全市民が利用できる施設といえども、市としての構想の一旦を担う施設にはならないと考える。この施設は現実的には車がないとなかなか行けない、旧伊賀町の人ですら立地としては使いづらい。では、皆が使えるように、スポーツするという以前に、指定管理者に対して行政としてすべきこと、伝えるべきことがある。それが出来ていないから比較的利用しやすい地域のための施設になっているのではないか。何かの大会があれば、みんなで車に乗っていくことはしているが、個人が使うには使い勝手の悪い施設である。それを指定管理者は、どうクリアにするのか。それを含め

て指定管理者に対して行政は説明しなくてはいけない。これがなければ指定管理者制度を導入しているメリットはうかがえないように思う

➤ 【担当課】 そのとおりである。

【委員】

5条適用の例外規定をみると地域等の活力を活用した管理を行うことにより事業効果が明確に認められるときに適用とあるが、伊賀市文化都市協会から、いがまちスポーツクラブになった理由は、このあたりにあるのではないか。スポーツ大会やスポーツ教室、スポーツサークルがこの施設や旧伊賀町の小中学校体育館で開催されていて、この辺りの地域に根差した事業を行うことができる団体ということが非公募で実施した理由なのか。

➤ 【担当課】 そのとおりである。

➤ 【委員】 仕様書の見直しについて、これまでの仕様書のどこに課題や問題を感じているのか。なぜ一者しか応募されていないのか。仕様書見直しのポイントはどこと考えられているか。

➤ 【担当課】 これからはテニスコートを充実し、集客を促す。

伊賀市文化都市協会が指定管理者として業務を受託していただいていた際にも、いがまちスポーツクラブが指定管理業務に携わっていたと聞いている。よって旧伊賀町の頃からの施設でもあり、なんとか自分たちの力で運営していきたいということで応募された。地元の団体による管理のため、なかなか外からの手上げはなく、結果として現在は5条適用になっている。しかしながら、様々な意見を頂き、今後は他からの参入を見込んだ仕様に変え、公募していく。ただ、現在も少ない予算で利益を上げようと頑張っていたらいる。屋外施設で、雨天ですぐに中止になったりもする。テニスコートやグラウンドの照明も壊れている。漏電の疑いもあり夜間の利用を制限する状況である。伊賀市に点在しているテニスコートも2面しか正常に運営出来ていない。市内のテニスコートをうまく集約し、この施設の運営を安定させたいと考えている。

➤ 【委員】 修繕はどちらの責任で行っているか。

➤ 【担当課】 包括協定書に基づき 30 万円以上は市が負担している。

➤ 【委員】 市が設置者として修繕しないと、収益向上に繋がらない。そのまま放置されて収益あがらないという状況は良くない。

➤ 【担当課】 現在、補正で対応している。テニスコートを昨年改修しており、それは民間事業者から寄附を頂戴している。

➤ 【事務局】 地域の民間事業者から企業版ふるさと納税があり、その費用をスポーツ振興に充ててほしいとのことから、テニスコート改修に充てた。

【委員長まとめ】

対応方針に記載があるように、施設管理だけでなく健康増進やスポーツ実施率向上等のインセンティブが図られる仕組み、また施設管理とスポーツ関連事業の考え方について研究することが必要で、次回選定時にはこのようなことも考慮し、新規事業者も参入できるような仕様を見直す、とある。この方向自体は委員の総意として納得であり実施していただきたい。そのうえで、仕様の見直し内容についてのどうすべきかの意見が委員から多くでた。契約時に説明して終わりではなく、施設の設置者としての働きかけを実施いただきたい。全市的に利用を上げるには、例えば周辺事業者への働きかけなど、収益アップにつながるよう動くべきである。

他のスポーツ施設との一体化についての検討はどう考えているか。この施設だけ分けて指定管理者を募集するのではなく、スケールメリットを生かすという考えはないのか。

- 【担当課】仰っていることは理解するが、現時点では特に検討していない。
- 【委員長】それぞれの競技に応じて小分けに詳しい団体が指定管理をしていれば理解するが、この団体を特別扱いしているように感じる。事情が分からない市民からは違和感があるのではないか。特出しになっているこの事情は説明できるようにしておくこと。説明が出来ないのであれば一体化で募集をした方がよいのではないか。

⑦伊賀市体育施設（大山田東グラウンド・東体育館）

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

施設は老朽化している。地元から何か要望はあるのか。

- 【担当課】地元は存続を希望している。
- 【委員】地元で管理してくれるならいいが、コストがかかるので地元では出来ないという意図であれば、地域での活用以外の目的で活用するしかない。旧大山田村の地域は都市計画区域外のため、工場や物流センターなど民間活用の方向ではないかと考える。

【委員】

大山田東グラウンドには、ヘリポートマークがある。専門家チームからも防災拠点の役割といった指摘もあるようだが、どのように考えているか。スポーツ施設と防災施設という二つの機能を持っているのか。

- 【担当課】ヘリポートはある。避難所として活用しているが、防災施設ではなく一般的な体育館として利用している。
- 【委員】無くなった場合、代わりはあるのか。無くなっても困ら

ないのか。精査が必要だと思う。

【委員】

体育館は老朽化している。直してでも地元が活用したいという活力はない。ということが阿波地域から明確に出ている。その中で行政はどうしたいのか。無償提供であっても民間活用したいのか。阿波地域とだけ話をして、阿波地域が無理だったら廃止するのか。防災面では近くに地区市民センターがあるから問題ないを考える。阿波地域にはグラウンドは自由に活用してください、で終わるものなのか。行政は一定の方向性を持っているのか。

- **【担当課】**現時点では具体的な方向性はない。資産経営課と相談し市の方向性を決める時期にある。
- **【委員】**最適化計画では廃止との方針が出ている。であれば解体・譲渡という方向性になるだろう。

【委員】

終了期間まであと1年、老朽化しているが利用への安全性の確保は出来ているのか。

- **【担当課】**1995年築のため、ある程度安全である。バスケットボールのワイヤーも改修済である。まだしばらく運用していける。
- **【委員】**こまめに改修しながら利用するのか。
- **【担当課】**そのとおりである。適時、指定管理者ともやり取りしている。
- **【委員】**1年後には立入り禁止にして、解体ということになるのか。
- **【担当課】**財政的な検討も必要である。予算要求して通ればそうなるかと思う。この場では何とも言えない。

【委員】

ヘリポート機能を残す必要性はないのか。

- **【担当課】**防災計画に入っているはず。体育館の用途はないが、防災計画上、グラウンドにヘリポートという指定があれば、存続の必要性があるものとする。
- **【委員】**その点をはっきりさせなければ、民間活用するにしてもヘリポートを残すという条件が付くと民間としては使い勝手が悪い施設となってしまう。民間でどういう活用が考えられるかにも影響するため、まずはその点を精査すること。
- **【担当課】**現時点ではグラウンドはドクターヘリが下りる場所としても使用している。ドクターヘリの着陸場所は別で用意できると考えるが、地元からは愛着のある小学校だから残してほしいという気持ちが強い。木造の体育館であり街中の体育館とは雰囲気異なる。民間で地元が活気づくような民間活用が出来るのであれば施設存続も考えられるが、なければ解体ということも考えら

れる。指定管理が来年で切れるので、方向性は早急に担当課が示すべきと考えている。

【委員長まとめ】

今後については、早く管財部門と調整し、民間譲渡なのか、ヘリポート機能をどうするのか、地元への説明を含めて早めに実施すること。

⑧伊賀市体育施設（上野運動公園野球場他）

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

専門家チームの指摘にある「見積もり取得は、複数の指定管理団体から」とはどういう意味か。

- 【事務局】1者の見積もりを積算根拠とするのではなく、担っていただけるような複数団体に見積もりを取ったうえで比較しなければ、適正な積算が行えないのではというご指摘だった。見積もりが取れない場合は、自ら積算根拠をもって指定管理料を設定すべき、という指摘である。
- 【委員】誰が見積もりをとるのか。
- 【担当課】積算根拠になるものなので、指定管理を出す前に、出された金額が適正なのか図るために、市が他からも見積もりをとる。

【委員】

伊賀市にスポーツを主とする団体はないのか。

- 【担当課】スポーツ協会がある。各スポーツの取り纏めをおこなっている。
- 【委員】困ったら伊賀市文化都市協会という図式になっていないか。スポーツに詳しい、また、つながりがある団体が担うことでスポーツ振興しやすくなるのではないか。スポーツ協会が手を挙げてくれない理由はなにか。
- 【担当課】スポーツ協会は任意団体であり法人的性格を持っていない。管理や経理の部分が組織として弱いという認識である。今後ソフト面だけでなく、スポーツ協会の強靱化を行う必要がある。数年で強靱化できるわけでもないが、話し合いを進めている。ただ、スポーツ協会だけでなく、くノ一といったスポーツのクラブチームがたくさんある。そこは経理面もしっかりしている。一方で施設の管理は専門ではない。しかしながらこのような団体がソフト面と維持管理が融合できるようになれば、伊賀市文化都市協会だけではなく、他の団体でも出来るように感じている。今後は広い視点で団体を検討する。

【委員】

自身が県のある施設の指定管理者選考委員になったことがあるが、全くのフリー、つまり広く公募をしていた。県外のベンチャー企業や、ノウハウを持っている意欲的な団体からも応募があった。プレゼンの評価含め評価項目が50ほどあり、各委員がフリーに厳しい目で評価をする。これが公募の本来の形である。地域に限らず県外の事業者であっても、いい意味で実績を作ろうとしている団体はかなりある。よって広い視点で見てほしい。ただ、プレゼンなので少し背伸びして無理をした提案となるような団体もある。また、聞こえのいいことは、いくらでもいえるが、現実が分かっておらず、地域の状況と合っていないこともある。これを精査するためには厳しい審査が必要になる。

モニタリングの自己評価によると、全て5となっているが、5にしないと市から指摘が入るのか。実績を出す前に利用者数や収入の目標値を年度ごとに作成し市に提示していないのか。

- **【担当課】**評価は5にしないといけないわけではない。プレッシャーも与えていない。目標値は提示していない。
- **【委員】**モニタリングは仕様の内容を全て実施していれば5という評価基準であることから、プラスアルファで実施した努力が評価されない基準である。今後、指定管理者制度の在り方を検討することを事務局へ伝えている。

【委員】

スポーツ振興の総合的な計画のもと、伊賀市にはそれぞれスポーツ協会やほかにも様々な団体がある。だとすると、非公募で事業者を指定せずとも、スポーツ施設を効率的により質を高めていくという点では、先ほど委員からあったように、スポーツに専門性がなくても経営能力があるベンチャーの参入も含めて、公募は一定ありかと考える。伊賀市文化都市協会の場合だと、施設設置者である市と伊賀市文化都市協会とで一定のメリットが有り一緒にやっている状況であるが、改めて仕様書を充実させる中では、その仕様に合った指定管理者を選択するという意味で、変換が必要となる。時期が同じなので他の施設も含めて一緒に考える必要があると思うが、そのあたりの見解を聞きたい。今協議されているスポーツ協会自体の進め方も、スポーツの振興計画の中で同じ方向を向いているわけであり、その点も視野に入れて仕様に入れる必要があると考える。

- **【担当課】**スポーツ協会とのすり合わせも大事であり、伊賀市の体育施設の方向性、集約するか特化するのか、ある程度の目標をつくって取り込むことが必要と考える。指定管理者への仕様書はその点を考慮して示していきたい。
- **【委員】**指定管理者制度の中で各スポーツ団体の活動を整理されたり、同じく施設管理と自主事業との関係性を指定管理者制度の

中で解決するのでもなく、もっと広い視野でスポーツ振興計画の進め方をベースに関係団体と協議するとよい。スポーツ振興計画の目標達成のためには、この施設にどうなって欲しいのか、指定管理施設だけの話ではなく、全体の話である。全庁的な方針が決まってからという受け身の姿勢ではなく、スポーツ振興課としての進め方を関係団体と別途協議してほしい。別の話になるが教育委員会で中学校の部活を地域にお願いする仕組みづくりの話もあるなかで、細部にわたってスポーツ振興の中の一つの手法として指定管理者制度があることを考えていただきたい。

【委員】

伊賀市はスポーツ協会が育っていないと考える。これまで行政が事務局を持ってサポートしてきたにも関わらず、しっかり育っていないのが現状ではないか。スポーツの振興計画があり、市内にもスポーツ愛好家は多くいる。全国大会に出た方も多くいる。その人材をピックアップし、スポーツ振興に役立たせることが出来ていない。本来はスポーツ協会が伊賀市のスポーツ振興の中心として体育施設を使い総合的に色々な事業を手掛けていただくことが大事である。しかしながら現状は不採算のスポーツ施設の管理を伊賀市文化都市協会が担っている。管理の仕方では人件費を抑えるなど工夫はしている。ただしスポーツの運営については専門家ではないので、スポーツ協会が中心となって行政が指導しながら進めていかなければ計画を推進していけない。伊賀市のスポーツ振興のためには行政とスポーツ協会との関わりが大事であり、それだけではなく学校や伊賀市文化都市協会も含めてスポーツに関与している全ての団体が同じ認識の上で協議してほしい。伊賀市文化都市協会にスポーツ施設の運営は無理だと思う。専門性がない。不採算の事業であるため当然のことではあるが、他に担ってくれる団体がいないからといって伊賀市文化都市協会に託し、そのまま続けていることは良くない。この状況を改善するためには第三者の評価機関は設置が必須である。ここに行政がしっかり取組みをするべきである。

➤ **【委員】** 今の意見に担当課として何かあるか。

➤ **【担当課】** 仰るとおりだと認識している。

【委員】

施設予約のデジタル化について、伊賀市は外国籍の利用者が多い。バレーボールやフットサルで競技会をしている。よってデジタル化を進める際は、効率化の視点だけではなく誰もが利用しやすいように、お年寄りや、スマホを利用しない方の取りこぼしがないように対応してほしい。

➤ **【事務局】** デジタルデバйд対策がデジタル化の推進には必要不可欠と認識している。ETC 導入時例が分かり易いが、当初端のレーンに設置され、現在では真ん中のレーンに設置されている。だ

がまだ現金支払いのために通常ゲートは残っている。同じように行政事務をデジタル化しても、当面は例えば手書きの窓口を残していく必要は捉えている。また、多国籍対応については画面が優しい日本語で構成されていたり、多言語化対応するなど UX の充実をはかる。今年度に導入するシステムは学校施設開放に導入する。予約可否の確認や決済などをシステムで対応出来、職員が関わることがほとんどなくなるため、職員の働き方改革につながる。来年度はスポーツ施設にも導入する予定である。その場合においても、当然窓口対応を無くすということではなく、当面は維持していく必要性があると考えている。

【委員】

17 施設で毎月 1 度モニタリングをして、半年に一度提出する。17 施設を 1 ヶ月でチェックすることはかなりの時間を有すると感じる。果たして適切にモニタリングできているのか疑問がある。施設管理を設置している側として、モニタリング結果をしっかりと確認してほしい。受け皿がない状況で、受けてくれる方に市が依頼した場合、力関係ができてしまう。このような構造的な問題が生まれないようにするためにもチェック機能を果たせているか、また新規事業者が参入できる仕様になっているか、現状は出来ていないと思う。今後、どのように変えていけば良いのか、条例に基づいた本来あるべき指定管理者制度になるように検討を重ねてほしい。

- 【委員長】担当としてはどう考えるか。
- 【担当課】仰るとおりと認識している。
- 【委員】非公募では馴れ合いになっていないかという懸念が出てくる。非公募でなく、市内外の組織団体も含めて応募できるような仕様書を提示して次回選定に挑むこと。次回とはいつになるのか。
- 【事務局】令和 6 年度に期間が切れるので、令和 6 年度中に募集をかけなければいけない。

【委員長まとめ】

令和 6 年度半ばに仕様を固めなくてはいけない。他の施設と同時期のため、まとめでの指定管理者制度の導入も一つの方法である。本来の指定管理者制度の趣旨である、民間の知見を募り、多くの市民がより快適に使用できることが望ましい。これを実現する最適な方法で実施していただきたい。

⑩伊賀市盲人ホーム

資料 5 をもとに事務局による補足説明

【委員】

点字図書館が隣にあるが、図書館を利用された方に広報活動はしているのか。

- 【担当課】伊賀市社会事業協会ホームページで盲人ホームについて広報している。
- 【委員】現状ではニーズがあるのか分からない。図書館に来る方は施設の受益者になる可能性があると思う。その方々にアピールしていても1名であれば、そもそもニーズが無いのではないのか。
- 【担当課】指定管理者側もニーズは把握していると認識しているが、ニーズ調査した中でも1名であったと聞いている。

【委員】

視覚障がいの方は、あん摩以外にバックオフィスの仕事で活躍されている方がいるようだ。あん摩などマッサージに特定することに違和感がある。あん摩以外のサポートはしているのか。

- 【担当課】針、マッサージになる、それ以外のサポートは指定管理者として実施していない。

【委員】

盲人ホームは出来て30年ほど経つ。官がつくり、一人の方が利用されているという結果になったが、指定管理者制度が導入される以前に、盲人ホームを関連施設として梨ノ木園へ無償譲渡をするという話があったように記憶しているが、こういった無償譲渡については検討してきたか。

- 【担当課】昭和30年代に建てられて以来、伊賀市社会事業協会が運営し、旧上野市はその委託を行っていたと確認できている。平成18年からは委託から指定管理者制度として運営するようになっていく。民間での運営履歴は確認できなかった。補足としては公共施設最適化計画の中では継続の方向性となっている。
- 【委員】なぜ公共施設最適化計画で維持、継続になったのかその理由を教えてください。また元々あん摩やマッサージ等の技術を持っている方が自立もしくは雇用される状態への支援が目的だが、なぜ、一人の方が長年勤務されて、自営もしくは別組織で雇用される状態にならないのか。別の方で支援を受けたい方はいないのか。
- 【担当課】盲人ホームは全国でも数少ない施設である。民間では同様のサービスを行っていない。よって継続の方向になったのかと考える。ただ、記録は見つけられなかった。長年利用いただいている勤務者についてなぜ自立につながっていないかと言えば、開業するとなるとコストかかる。これが一番の問題になると思う。ただし、ずっと1名が勤務していることについて、指定管理者と協議して今後を検討していきたい。
- 【委員】公共施設最適化計画の審議の経緯は残っていないのか。10年も経過していないのにわからないものなのか。ニーズ有無が

分からないが、ずっと勤務している1名勤務の方が雇用されるような環境にあれば、この施設は公の施設として不要と判断せざるを得ないのではないか。一人の方のために漫然と続いている施設のように感じる。

- 【事務局】10年は経過していない。
- 【担当課】ニーズについて、鍼は美容や健康のために一般的なニーズは多い。視覚障がいの方の仕事としてのニーズは指定管理者と話しているが低い。過去にはこの施設を利用して自立した方がいる。
- 【委員】伊賀市内でも盲学校で技術を身に着けた方が多くいる中で、本来ならそういった方が、この施設を活用して自立につながっているということが望まれるのだが、なぜずっと1名なのか。この辺りの数字を把握していないとニーズの有無は判断できないが、仮にその方々が他にいる場所があるのであれば、この施設はいらないのではないか。
- 【担当課】重複した障がいを持つ方も多く、資格を取ることは難しい状況。また、あん摩などの職業に就く方がそこまで多くいらっしやらないのが現状だが、盲学校との連携も含めて施設が利用されるように協議を進めていきたい。
- 【事務局】2017年に策定の公共施設最適化計画で上がったコメントについて紹介すると、「県内唯一の障がい者の職業支援施設であり、市が運営主体であることを条件として運営補助金が交付されているため、当面は直営での運営を続けていく方針である。」とある。当時は直営という方針であったが、補助金が3/4出ていたことから市の負担も少ないことから、継続と判断していたようだ。
- 【担当課】国が1/2、県が1/4、計3/4が補助金である。

【事務局】

欠席の委員の事前質問について回答いただきたい。3点あり、1点目が「施術によって得られた金銭はどこへ行くのか。」2点目が「ひとりの人のために指定管理料が使われているように感じる。今後、技術を学ぶ利用が増えるような見込みがあるのか。」3点目が「インターネットで、あん摩のことを調べてもこの施設で施術が受けられることが確認できなかったが、どのような方法で探せば情報を確認できるのか。」という質問をいただいている。

- 【委員長】2つ目の利用が増えるかというニーズの質問については、先ほど別の質疑で回答いただいたので残りの2点について担当課から回答いただきたい。
- 【担当課】1つ目の質問について、15%が指定管理者へ、残りは施設利用者に入る。もうひとつの質問に関しては、伊賀市盲人ホームのホームページ上でサービス内容が分かる。
- 【委員】施設利用者というのは施術者ということか。そうすると、

	年間で言うと 120 数万円はこの施術者に支払っているという理解でいいか。 ➤ 【担当課】 そのとおりである。 ➤ 【委員】 誰か検索いただいていると思うが盲人ホームのホームページに施術の内容など掲載されているのか。 ➤ 【委員】 確認できた。 【委員】 そもそもマッサージ受けたい方は、盲人ホームで検索しないので、ヒットの仕方を検討する必要がある。 ➤ 【委員】 仰る通り。 ➤ 【事務局】 盲人ホーム内のホームページで自らの施設のように紹介されていることも問題である。 【委員】 公の施設として、目的に沿った運営が出来ているのかという認識を問われていることと、特定の方だけの施設であることは問題である。ということが専門家チームからも問われているが、担当課としての考えを明確に答えていただきたい。 ➤ 【担当課】 本来の設置目的に沿った人員配置は必要だと考える。まずは適切な人員配置ということで協議していきたい。そのうえで、公共施設最適化計画にあるように継続ということで考えている。 【委員】 盲人ホームは法令に基づいて市が設置しなければならないものか。 ➤ 【事務局】 国から昭和 37 年に「盲人に対する福祉行政」ということで通知が出され設置が促されている。盲人ホームの設置主体は、都道府県、市および社会福祉法人に限るとある。 ➤ 【委員】 設置義務があるわけではない。 ➤ 【委員】 ということは社会福祉法人の設置でいいということ。必ずしも市が設置しなければならないのかとの見方もできる。その辺りから議論が必要ではないか。 【事務局】 このような状況では、国や県の補助金にも影響が及ぶ恐れがあるため確認されたい。 【委員】 補助金があるかといって 600 万円を使うことはどうなのか。元をただせば税金であり大きな金額である。設置時のニーズと現状は違うのではないか。国や県の補助金があるから継続していいというも
--	--

のでもない。盲人ホームとしてのニーズは利用者が一人しかいないという現状が答えなのだと思う。ただ、この施設が不要だと言いたいのではなく、何も視覚障がい者に限定した施設である必要はない。例えば聴覚障がいを持ってらっしゃる方も就業時に困ってらっしゃる方はいると思う。その方をこういった施設で救えるのであれば、それが今、この施設がある意義になるのではないか。一人よりもっと多くの方を救える方が良い。そう考えた時に、この設置目的から変えていく必要があるのではないか。一市民の意見として考えて欲しい。

【委員】

資格を持つ指導者による健康体操講座について2020年の開催の様子がホームページに掲載されている。この講座の受講料はどうなっているのか。自主事業のインセンティブは発生しているのか。

- **【担当課】** この自主事業については現状実施していない。過去に健康体操を行っていたことがある。
- **【委員】** 存続するのであれば自主事業で収益をあげるようなことを担当課として求めていくという認識でよいのか。
- **【担当課】** 指定管理者もその認識である。

【委員】

視覚障がい者の雇用先がない中で、行政で雇用機会を与えていないことが問題である。公務員試験においても視覚障がい者が排除される、受験することが出来ないような条件があつたりする。就職氷河期世代の方に視覚障がい者の方がいて、優先雇用について団体と調整にかかったことがあるが、行政が視覚障がいをお持ちの方を雇い入れて、労働のロールモデルを作らなかったことも視覚障がい者の雇用が広がらない原因と考える。直接今回の趣旨とは関係しないが雇用確保と言われても、市が雇っていないじゃないかといわせないように、市でも視覚障がいの方を雇い入れることも必要だと考える。

【委員長まとめ】

視覚障がいの方の就労機会は限られているが、本来自立支援のための施設に特定の方が10年ほど勤務していることは、施設の設置目的からしても健全ではないというのは委員の総意だろうと思う。担当課からは人員配置を見直すという回答をいただいたが、そもそも人員配置ではない。もはや施設を市で持っていること自体の意義を問われている。社会事業協会が運営することも法律上できるという状況もある。国や県からの補助金があるとはいえ、150万円は市の財源である。ならば先ほど委員からの指摘にもあったように、この150万円を充てて行政が視覚障がいの方を直接雇用していく方が、周辺企業への影響を考えて有効と言えるかもしれない。これまでの経過は置いておき、現状を見据えて再度在り方を検討していくこと。令和7年度末には市の手から離れることを目標に動いていくべきであ

る。このままでは公の施設である意義はもはや無くなっていると言わざるを得ない。

⑨伊賀市総合福祉会館

資料5をもとに事務局による補足説明

【委員】

伊賀市社会福祉協議会の実施内容は福祉寄りで、営利目的は度外視していると見受けられる。その中で民間の視点も活用することを期待するような指定管理者制度を選択した理由は何かあるのか。直営との選択肢は考えられないか。

- 【委員長】なぜ指定管理者制度を活用しているのか、そもそも論のところを担当課から回答いただきたい。
- 【担当課】地域共生社会を実現するという目的において、労働人口減少による職場環境も課題となってきた。地域福祉、労働者福祉の向上を進めるために、事業を進める必要があるのだが、その中心的役割を担う施設がこの施設となる。そのなかで伊賀市社会福祉協議会は社会福祉法の109条に規定された地域福祉の推進を図ることを目的とした事業を実施するものであり、だからこそ社会福祉協議会にお願いすることが妥当だろうと判断したもの。
- 【委員】必要性は理解できるが、そもそも指定管理者制度は民間のノウハウを活かして行政では出来ないような事業を実施するための制度だが、伊賀市社会福祉協議会に具体的なメリットというものはあるのか。
- 【担当課】伊賀市社会福祉協議会は地域のボランティア団体とのつながりが強く、運営主体となっていていただくことで貸館を運営した場合、円滑な貸館の利用が見込まれる。市が直接入るよりも、より活動団体と近い場所で業務をされているのでボランティア団体や地域の小さな団体が入ることにもメリットが考えられる。勤労者福祉の意味も持ち合わせている建物で、複合施設としての役割もあるが、この関係団体との関係性も既に伊賀市社会福祉協議会が持ち合わせていたので選定したということ。
- 【委員】委員長にも聞きたいが、この手法が一番いい形なのか。委託もあると思う。伊賀市社会福祉協議会が頑張っていることは理解するが、何が最善なのか。
- 【委員長】何が最善かは、私は答えられる立場にないが、様々な手法がある。市が直営でやったうえで委託する、あるいは施設を借りて自主事業として実施する、などいろんなやり方がある。指定管理がベストだとは言えないが、かといって悪いとも言えない。
- 【委員】指定管理者制度はあくまで手法である。目的水準が達成されればよい。制度が目的にそぐうか、そぐわないか。担当課は

どう考えているか聞かせて頂きたい。伊賀市社会福祉協議会が運営しているから安心して利用できるという市民がいるのも事実かと思う。これは歴史的に築き上げてきたもの。とはいえ、他の社会福祉事業者も育ってきて、民間委託も考えられるといった場合には、緩やかに移行していくという選択肢も考えられると思う。こういうことも含めて、担当課としては考えているか。こういっことは、この場だけで決めるようなものでもなく、指定管理者制度の枠を超えて、関係者と充分協議したうえで方向性を決めていく必要があると考えているが、この場では担当課としての見解を聞かせていただきたい。

- **【担当課】**地域福祉の推進が当課の命題である。そういった意味では伊賀市社会福祉協議会がやってきた事業は伊賀市の地域福祉の推進にとって大きなことと認識している。伊賀市は効率的に効果的に地域福祉事業を実施することが使命である。よって今後はこの指定管理者制度が最も適切かというのは検討が必要という認識である。ただ、これまで非公募であっても、指定管理者制度を採用して実施してきたことは正解であったと考えている。地域福祉の推進を最大限に効率的に効果的に進めていくにあたっては、費用面だけを見て成果は測れない。効果の測定は数値化することが難しいが、地域福祉を進めていくための自主団体は、地域にとって貴重な社会資源なので、この方々にとって利用しやすい施設を作っていくことが重要だと考えている。

【委員】

かつては、ふれあいプラザに入っていた勤労者団体がこの施設に入っている。この方々の部屋の使用料は、どこが収入としているか。また、どのように管理しているか。

- **【担当課】**入居団体については目的外使用許可ということで申請いただき許可を出し、目的外使用料として別途市が直接請求している。指定管理の中には入っていない。
- **【委員】**事業収入内訳の利用人数について、実績報告にあるものがすべてか。
- **【担当課】**貸館利用の利用料収入はすべてである。
- **【委員】**実績報告では減免と有料のケースがある。この違いは何か。
- **【担当課】**施行規則の規約に沿って団体登録したところは、100%減免となっている。
- **【委員】**福祉目的以外の利用者が有料ということか。
- **【担当課】**そのとおりである。

【委員】

非公募で、指定管理者の制度上でいくと、市が求める到達点なのか、私が携わる三重県の事業においては、コンペにより選ばれること

が多い。公募をすることで市が求める到達点を超えて請け負ってくれるところも出てくるはず。そうすると、通常は公募により選定されることが望ましいだろうと思う。伊賀市社会福祉協議会の担って頂いている内容は充分納得できるものではあるが、公募すればもっと良いアイデアが出てくるのではないかというのは否定できないため、今後は公募というところを考えていただきたい。

➤ **【担当課】** 次回の選定時には公募の実施含めて検討する。ただし、公募をするにあたってはプレゼン内容のみで判断するのではなく、実績等も考慮したものが構築出来ればと考えている。検討という表現に留めているのは、伊賀市の地域福祉の拠点管理であることから、どちらがよいかは要検討であると考えている。しかしながら、行政としての役割として、社会福祉協議会に限らず、力のある社会福祉団体を育てていくということも重要であると考えているため、そのためにも競い合って切磋琢磨してもらうためにも公募はいい機会かと思う。

【委員】

私自身が所属している団体も総合福祉会館を利用させていただいている。伊賀市社会福祉協議会とは信頼関係が出来ていると感じている。このような福祉団体が伊賀で強いのは、伊賀市社会福祉協議会が頑張ってきたからである。私の団体が30年間頑張れた理由は無料で施設が借りられたことが大きい。三重県下で、このような団体が無料で施設を借りられる場所は伊賀しかない。これによって救われている市民は沢山いるという実情をお伝えしたい。

【委員】

指定管理者制度の施設については、公募化の指摘が専門家チームからなされているが、今までの実績、ノウハウ、地域のつながりが重要な施設の場合は、それらも評価の項目にいれることを検討すればよいのではないか。プレゼン力や、組織力だけを評価することではない。すべて加味された公募の結果として伊賀市社会福祉協議会が選定されたのであれば納得感がある。

【委員】

施設の維持管理について、伊賀市社会福祉協議会を指定管理者とすることは反対の意見である。この団体は、福祉については市よりも上の事業を行っている。実績は全国的にも有名。事業別に委託金、補助金を支払っている。このような状況で指定管理者に指定し、建物管理をしながら、独自の事業を展開して欲しいということを自主事業で求める必要性はない。そういった段階の組織ではないというのが私の認識である。建物の管理は別に委託すれば良い。福祉分野は文化や観光、産業等の分野とは異なる。採算が取れなくてもやるべきものが福祉であり、そうすると民間の知見で収益性を求めるような指定

管理者制度の適用は違う。制度の適用から再検討するべきである。

【委員】

減免の基準が曖昧である。団体によって減免されたりされなかったりという声を聞いている。誰が見ても分かるように指定し公表すること。福祉の視点から当然のことである。

【委員】

勤労者の福祉の実態は見えない。今、勤労者の福祉で何が必要か考えたなら、この指定管理施設に入る必要性が本当にあったのか分かるであろう。再度見つめなおす必要がある。

【委員】

利用者の目線では無料で使用できることはありがたい。ただし、誰もが減免となることはおかしい。また包括して伊賀市社会福祉協議会に指定管理業務を依頼しているが、本当に何を担っていただく必要があるのか整理しなければいけない。建物の管理に適しているかは必ずしもそうではないだろう。だが福祉的な事業を先進的に取組まれている。これは行政として後押しする必要があるので担っていただくことを整理して進めることが必要ではないか。

【委員】

入居している勤労者団体の光熱水費はどのような扱いか。

- **【担当課】** 目的外使用料いただいている団体について、許可面積の按分率で半期ごとに請求している。
- **【委員】** そこは承知しているが、伊賀市社会福祉協議会には請求していないということを専門家チームからも指摘されているので、適切に対応いただきたい。
- **【委員】** 利用料の減免についての指摘もあるが精査が必要なのではないか。担当課の見解はどうか。
- **【担当課】** 他の指定管理者制度を導入している施設や類似施設の運用も踏まえて減免が妥当か、明確な基準が分かるような規定に向け整理したい。
- **【委員】** 趣味ともいえる活動への減免など、これは精査の必要があると思う。福祉的な利用をされている団体についても全く無料にするのではなく、どうしても施設利用に際し、必要な光熱費や施設の維持管理経費があるので、少しは受益者負担を求めても良いのではないかと考える。精査いただきたい。
- **【委員】** 今の施設は設備が充実しているので、金額にもよるが、一定利用者に負担を求めても理解は得られると思う。

【委員長まとめ】

	● 伊賀市社会福祉協議会が実績や地域のつながりを持ち、福祉において優れた活動を行っていることは認められるが、収益性を求める指定管理者制度は福祉分野にはそぐわないため、政策目的に重点を置き、管理運営手法から再検討すべきである。 ● 伊賀市社会福祉協議会の取組みは理解できるが、指定管理者制度を適用するならば公募すべきである。また、選定の際には、実績やノウハウ、地域のつながりを加味するなど、プレゼン力や組織力だけで評価しないような評価基準が必要である。 ● 利用者の目線では無料利用はありがたいが、施設として維持存続していくためには、受益者負担を求めることも検討すべきである。その上で、減免は適切に行われる必要があり、減免基準は明確にするべきである。 3 その他 (特になし) 以上
--	---